

公立大学法人会津大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程

(平成18年4月1日規程第45号)

改正 平成20年 4月 1日規程第14号

改正 平成22年 7月 6日規程第17号

改正 平成26年12月26日規程第14号

改正 2022年 4月 1日規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学職員就業規則（以下「就業規則という。」）第35条及び第36条の規定に基づき、職員の育児休業及び介護休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 育児休業及び介護休業等に関し、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

2 育児介護法と抵触しない限りにおいて、別に定められている福島県の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福島県条例第4号）」、「職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島県条例第11号）」、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第8号）」、「職員の育児休業等に関する規則（平成8年福島県人事委員会規則第21号）」、「福島県職員服務規程（昭和52年福島県訓令第2号）」、その他福島県の関係例規及び通知等(以下「条例、規則等」という。)を準用する。

(育児休業の対象者)

第3条 育児のために休業することを希望する職員であって、3歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員のうち、労使協定で育児休業をすることができないものとして定められた職員に該当する職員からの育児休業の申出があったときは、理事長はその申出を拒むことができる。

一 育児休業の申出があった日の翌日から起算して1年以内に雇用期間が終了することが明らかかな職員

二 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

(育児休業の申出)

第4条 育児休業をしようとする職員は、様式第1号により理事長に申出するものとする。

(育児休業の期間等)

第5条 前条の申出する期間は、子が満3歳に達する日までを限度とする。

2 期間の変更等については、様式第2号により理事長に申出するものとする。

(育児休業中の身分)

第6条 育児休業中の職員は、職員としての身分を有し、業務には従事しないものとする。

(給与)

第7条 職員が育児休業をしている期間中は、給与を支給しない。

(退職手当の通算)

第8条 育児休業をしている職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、公立大学法人会津大学職員退職手当規程第15条第4項によるものとする。

(復帰)

第9条 育児休業を終了して復帰する職員については、原則として育児休業開始日前の職場に復帰させるものとする。ただし、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第10条 育児休業を終了して復帰する職員の年次有給休暇については、福島県の例に準ずる。

(育児短時間勤務)

第10条の2 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、当該子を養育するため申出した場合には、当該子がその始期に達するまで、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第10条の2第1項」と、「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と読み替えるものとする。

3 育児短時間勤務をしようとする職員は、様式第3号により理事長に申出するものとする。

(育児部分休業)

第11条 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、当該子を養育するため申出した場合には、1日の所定勤務時間内において2時間を超えない範囲内で、30分単位で育児部分休業を受けることができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第11条第1項」と、「育児休業」とあるのは「育児部分休業」と読み替えるものとする。

3 育児部分休業をしようとする職員は、様式第4号により理事長に申出するものとする。

(介護休業の対象者)

第12条 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他条例、規則等で定められているところに準ずる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員のうち、労使協定で介護休業をすることができないものとして定められた職員に該当する職員からの介護休業の申出があったときは、理事長はその申出を拒むことができる。

一 介護休業の申出の日から93日以内に雇用期間が終了することが明らかな職員

二 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員

三 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

(介護休業の申出)

第13条 介護休業をしようとする職員は、条例、規則等で定められているところに準じて、理事

長に申出するものとする。

(介護休業の期間等)

第14条 介護休暇の期間は、第12条第1項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間を限度とする。

2 期間の変更等については、様式第6号により理事長に申出するものとする。

(介護休業中の身分)

第15条 介護休業中の職員は、職員としての身分を有し、業務には従事しないものとする。

(給与)

第16条 介護休業については、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。

(退職手当の通算)

第17条 介護休業をしている職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、公立大学法人会津大学職員退職手当規程第15条第4項によるものとする。

(復帰)

第18条 介護休業を終了して復帰する職員については、原則として介護休業開始日前の職場に復帰させるものとする。ただし、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第19条 介護休業を終了して復帰する職員の年次有給休暇については、福島県の例に準ずる。

(介護部分休業)

第20条 職員は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、1時間単位の介護休業（以下「介護部分休業」という。）を受けることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の申出があった場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第20条第1項」と、「介護休業」とあるのは「介護部分休業」と読み替えるものとする。

3 介護部分休業の手続き、各種取扱いについては、介護休業と同様、福島県の例に準ずる。

(雑則)

第21条 この規程に定めるほか、職員の育児休業、介護休業等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業（時間単位のものも含む）の承認を受けている職員であって、施行日において公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）の職員であるものは、この規程の定めるところにより育児休業等が承認されたものとみなす。

- 3 この規程の施行日の前日において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福島県条例第4号）第16条の規定により介護休暇（時間単位のものも含む）の承認を受けている職員であって、施行日において法人の職員であるものは、この規程の定めるところにより介護休業等が承認されたものとみなす。
- 4 第3条第2項第1号及び第12条第2項第2号で規定する引き続き雇用された期間については、公立大学法人会津大学の職員以前の福島県職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。